

## 令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

## (付議の要旨)

「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に対し子ども一人あたり5万円の特別給付金の支給を決定する。

## 1 主旨

令和5年3月28日、政府は物価高騰が続いている状況を受け総額2兆円強の追加策をまとめ、令和4年度の予備費を充てる予算措置を閣議決定した。物価高の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しては特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うこととしたため、全額国庫負担の区の自治事務として「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に対する給付金を支給する。

## 2 事業概要（厚生労働省 R5.3.29 事務連絡から想定）

## (1) 支給対象者

【A】児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

【B】【A】以外の令和4年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他の低所得の子育て世帯）」受給者

【C】直近で収入が減収した子育て世帯等（家計急変）  
出生等新規児童手当受給者で非課税を含む

## (2) 対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

## (3) 支給対象児童数（令和4年度見込み数で試算）

15,215人

（内訳）低所得のひとり親世帯 4,268人（【A】3,925人【C】343人）

その他低所得の子育て世帯 10,947人（【B】9,967人【C】980人）

## (4) 支給額

児童1人につき5万円（国制度）

## 3 所要経費

事業費は以下を見込み、低所得の子育て世帯に対し速やかに給付金を支給するために、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行い、令和5年第1回臨時会において報告する。

補正予算案 841,904千円

<内訳> 給付金 760,750千円

事務経費 81,154千円

ともに全額国庫補助(10/10)

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月14日 専決処分の決定

4月 下旬 区民周知開始（ホームページ、LINE 配信等、区のおしらせは7月15日号に掲載予定）

27日 給付金支給決定通知発送

5月 9日 ひとり親世帯およびその他世帯支給開始

5月 臨時会報告

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

2

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① <b>児童扶養手当受給者等</b>（低所得のひとり親世帯）                  ② <b>①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯</b>（*）（その他低所得の子育て世帯）                  ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ                  （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p>*令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者</li> <li>・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）</li> <li>・直近で収入が減収した世帯</li> </ul>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 <b>5万円</b></p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村                  ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10/10）                  ※実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の<b>児童扶養手当受給者</b>について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）                  ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「<b>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）</b>」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）</p> <p>※①②いずれも、<b>直近で収入が減収した世帯等</b>については、可能な限り速やかに支給（<b>要申請</b>）</p>

1